高松市·牟礼町合併協議会会議録 第 9 回 会 議

平成16年12月21日(火)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第9回会議

1 日時

平成16年12月21日(火)午前9時30分開会・午前11時10分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 22人

会	長	増	田	昌	Ξ	委	員	森	谷	芳	子	
副会	長	高	木	英	_	委	員	松	田		勝	
委	員	井	竿	辰	夫	委	員	藤	井		勇	
委	員	Ξ	野	重	忠	委	員	靜		孝	義	
委	員	谷	本	繁	男	委	員	安	戸	清	次	
委	員	渡	部	康	_	委	員	香	Ш	深	雪	
委	員	大	橋	光	政	委	員	加	藤	博	美	
委	員	Ξ	野	ΛJ	レ子	委	員	小	西	百勺	7代	
委	員	梶	村		傳	委	員	浜	Ш	憲	博	
委	員	大	浦	澄	子	委	員	村	上	貞	夫	
委	員	Ξ	笠	輝	彦	委	員	太	田	量	子	

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8人

幹事長		井	竿	辰	夫 (委員兼務)	幹	事	横	田	淳	_	
副幹事長		Ξ	野	重	忠 (委員兼務)	幹	事	関		正	則	
幹	事	中	村	榮	治	幹	事	中	村	憲	昭	
幹	事	熊	野		實	幹	事	佐?	木	永	治	

6 幹事会部会委員 43人

総務部会長	熊	野	(幹事:	實 兼務)	 健康福祉部会委員	多	田	昌	永
総務部会委員 企画財政部会委員 市民部会委員	中	村	憲	昭	健康福祉部会委員	岡	本	英	彦
土木部会委員 消防部会委員		1	(幹事	兼務)	健康福祉部会委員	武	上	浩	_
総務部会委員	小	Щ	正	伸	健康福祉部会委員	西	Ш	典	生
総務部会委員	合	田	彰	朝	健康福祉部会委員	藤	田	正	勝
総務部会委員	細	Ш	公	紹	健康福祉部会委員	樋	本	行	夫
総務部会委員	原	田	典	子	都市開発部会委員	氏	部	幸	男
総務部会委員	秋	Щ	利	広	土木部会長	久	米	憲	司
総務部会委員 _{企画財政部会委員}					土木部会委員	佐	藤		宏
都市開発部会委員 土木部会委員	生	Щ		登	消防部会長	富	永	典	郎
企画財政部会長	横	田	淳 (幹事:	— 兼務)	消防部会委員	黒	Ш		守
企画財政部会委員	関		下 正 (幹事:	則	消防部会委員	矢	代	正	巳
企画財政部会委員	佐久	木	永 (幹事	治	教育部会長	塩	津	政	春
企画財政部会委員	井	上		哲	教育部会委員	藤	田	容	Ξ
企画財政部会委員	岸	本	泰	Ξ	教育部会委員	上	原	直	行
企画財政部会委員	森			覚	教育部会委員	中	村	洋	Ξ
企画財政部会委員	植	松		勉	農業委員会部会長	溝	渕		收
企画財政部会委員	白	井	文	夫	農業委員会部会委員	小	西	芳	信
企画財政部会委員	中	村	健	児	議会部会長	金	子	史	朗
市民部会委員	間	島	康	博	議会部会委員	宮	本		弘
市民部会委員	那	須		等	議会部会委員	Ш	原	譲	=
市民部会委員 健康福祉部会委員	秋	山		徹	議会部会委員	+	河	昌	幸
健康福祉部会長	岡	内	須϶	美子					

7 事務局

事務局長	林			昇	調整班 兼計画班	松	崎	充	宏	
事務局次長	加	藤	昭	彦	調整班 兼計画班	諏	訪	修	司	
事務局次長(計画班長事務取扱)	福	井		隆	調整班 兼計画班	中	村	郁	夫	
総務班長 _{兼調整班兼計画班}	加	藤	將	門	調整班 兼計画班	佐	藤	扶司子		
総務班	黒	淵	博	美	調整班 兼計画班	若	菜	浩	臣	
調整班長	清	谷	文	孝	調整班 兼計画班	諏	訪	真	史	
調整班 兼計画班	林	田	競	_	計画班	Щ	上	龍	=	

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議事
 - (1) 協議事項
 - 協議第19号 地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第20号 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号) について(第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第21号 消防団の取扱い(協定項目第19号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第22号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第23号 介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第24号 都市提携(協定項目第24-1号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第25号 保健衛生事業(協定項目第24-11号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第26号 その他の事業(情報公開制度)(協定項目第24-23号) について(第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第27号 その他の事業(外部監査制度)(協定項目第24-23号) について(第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第28号 その他の事業(市・町民褒章制度) (協定項目第24-23号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第29号 その他の事業(水問題対策)(協定項目第24-23号) について(第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第30号 建設計画(協定項目第25号)について (第8回会議提案:継続協議)
 - 協議第31号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (協定項目第8号)について

協議第32号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について協議第33号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について協議第34号 一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について協議第35号 障害者福祉事業(協定項目第24-6号)について協議第37号 交通関係事業(協定項目第24-16号)について協議第37号 交通関係事業(協定項目第24-16号)について協議第39号 消防防災関係事業(協定項目第24-19号)について協議第39号 消防防災関係事業(協定項目第24-19号)について協議第40号 学校教育事業(協定項目第24-20号)について協議第41号 その他の事業(幼保一元化事業) (協定項目第24-23号)について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前 9時30分 開会

会議次第1 開会

議長(増田会長) おはようございます。

年末の何かとお忙しい中、朝早くから御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第9回会議を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長(増田会長) 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、香川深雪委員さんと村上貞夫委員さんのお二人にお 願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議次第の3の議事でございますが、議事に入ります前に、牟礼町の渡部議長さんから発言の申し出がありますので、お聞きいただきたいと存じます。

どうぞ。

渡部委員 開会前の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

前回の第8回協議会の席上におきまして、牟礼町側の委員から会議の開催場所について、相互に開催するとの申し合わせにもかかわらず、不公平感を感じておるという意見がございました。

この会議の開催場所については、牟礼町側から高松市役所で開催を申し入れた経緯がございます。前回の会議での発言は、牟礼町内部での意思疎通が十分できていなかったことが原因でございました。今後、このようなことのないよう、内部で十分、意思疎通を図ってまいりますが、今後の会場問題につきましては、相互に開催できますよう牟礼町においても努力いたしますが、合併協議の内容におきましては、牟礼町側では会場の設定が難しい場合もございます。その場合には、自治会館等の御市と牟礼町との中間施設において開催するなどの工夫も、あわせて指示をしているところでありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、両市町の信頼関係につきましては、これまでと同様、いささかの疑 念も挟むものではありませんので、御賢察のほどよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、信頼関係を理解していただくために一言申し添えます。 ありがとうございました。 議長(増田会長) はい。どうもありがとうございました。

会議次第3 議事(1)協議事項

議長(増田会長) それでは、これより会議次第の3議事に入らせていただきます。

まず、協議第19号地域審議会の取扱い(協定項目第6号)についてを議題といたします。

なお、協議第19号から協議第30号につきましては、前回、第8回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、御説明申し上げます。

会議資料1ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第19号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、朗読は省略をさせていただきます。

なお、継続協議案件の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたして おりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容は、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第19号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上です。

地域審議会、これは昭和40年の施行で、ことしの5月だったと思うんですけど、別に 地域自治組織を設けるということで、合併特例区と地域自治区ですか、この二つのあれが 設けれるというような案件が出ておりまして、現在まで、いろんな全国で合併協議会進ん でいると思うんですが、この地域審議会以外に、この地域自治区とか合併特例区を設けて いるところがあるのかどうか。

この資料を見ますと、先進地事例、この地域審議会の事例しか出ておりませんので、こういった都市以外に設けているところがあるのかどうか。そして、設けているとすれば、なぜそういう都市がそういう地域審議会以外のところを設けたのか。その辺のちょっと資料がございましたら、御説明願いたいと思います。

それともう一点、現在6町、もう塩江は終わりましたけど、6町で合併協議が進んでお

りますけれども、牟礼町以外にある他の4町は、やはり地域審議会でいくのか、はたまた、ほかの特例区とか自治区でやるのか、その辺の方針もお決まりだったらお聞かせ願いたいと思いますし、また、審議会以外にこういった事例でやってみたら、またいい結果が出るとか、そういうこともまだわかりませんけれども、そういったこともテストケースとして6町の中で、自治区とか特例区でやってみてもいいんではないかなというような、あくまでも自治組織ですから、いいんでないかなあというような気もいたしますので、御意見ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(増田会長) 事務局からお答えいたします。

事務局長 はい、説明します。

ちょっと1点目ですけれども、地域審議会について、ちょっと昭和40年というようなことを言われましたけれども、実は、地域審議会そのものについては、総務省として合併を推進していくという具体的な動きの中で、平成11年の合併特例法の改正において位置づけされたものでございまして、新しい制度でございます。

なお、そのほかの地域自治区及び合併特例区については、本年の法律改正によって制定されたものということで、実質的に5年程度の差しかないという制度でございます。

ほかの地域での事例でございますけれども、事務局として詳細に調査をしているわけではございませんが、地域審議会については、平成11年の合併特例法の改正によって規定されたということでございまして、その後の合併協議において、特に編入合併においては地域審議会の設置事例が多いというふうに認識をいたしております。

それから、合併特例区、地域自治区については、本年の法律改正ということでございまして、余り具体的な形での動きはないんですが、実は、岡山県の方で合併特例区ということで、今回、岡山市と合併する御津町ですか、灘崎町ですかね、そこにおいては合併特例区を設置するというような動きがあるようでございます。

それから、浜松市においては、地域自治区を設けるというようなことでございますが、 浜松市においては、合併協議の最初の段階から政令指定都市を設ける、政令指定都市へ移 行するということを念頭に置いた合併協議でございまして、地域自治区というのは、政令 指定都市における行政区に移行する前段での考え方ということでございまして、地域自治 区というものを合併特例法の規定でなくって、地方自治法の改正によって一般制度となり ましたので、そちらを活用しようというような合併協議が調ったというふうに聞いており ます。 そのほか、特に地域自治区、合併特例区というのは、事例はあろうかと思いますが、ごくごく少数であるというふうに認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、第2点の高松市と合併協議をしている6町の状況でございますが、塩江町については、もう既に合併協定書の調印を終わっておりまして、議決も終わっておるところでございますが、そのほかにおいても、すべて同じ内容で提案をいたしておりまして、特に1町においては、地域審議会ではなくて合併特例区をというような御意見が一部の委員から強く出されておるということがございます。それ以外の、牟礼町以外の町においては、特に地域審議会ではだめだという意見ではなくて、制度について勉強してみたいということで継続協議になっておるというような状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長(増田会長) ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

三野(八)委員 牟礼町の三野です。

審議会、今回の合併協議会のこの審議会以外にいろんな審議会がありますけれども、それと今回の審議会とは同質のもの、特にここの部分は違うというのがありましたらお伺い したいと思います。

議長(増田会長) 事務局から。

事務局長 説明をいたします。

地域審議会と他の市町で従来から設置している審議会は、同じように附属機関の一つで ございまして、基本的には同じでございます。

ただ、設置の経緯、設置の仕方が違うということでございまして、一般的な審議会につきましては、その自治体において条例で設置すると。条例を議会に提案して議会の議決によって設置されるというものでございますが、この地域審議会を最初に設置する段階では、この合併協議で協定書を締結することによってこの地域審議会が設置されるということでございます。

設置された後で地域審議会の協議、条文等について改正をする場合においては、条例形式に変更した上で条例として改正を行うということで、最初の設置段階での手続が異なるということでございます。

それからなお、地域審議会につきましては、合併特例法において明記されておるわけですが、建設計画に直接的にかかわる審議会だということでございまして、建設計画について、この合併協議会で認められたまちづくり計画について、それをもとに協議を行うということで、審議の対象というものが明確になっておるということについては、ほかの審議会とは少し異なるのではないかなというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

議長(増田会長) はい、どうぞ。

三野(八)委員 できる経過とか、一部に限って審議をするというのは、もちろん、こう、ここに書いてありますからわかるんですが、ある程度、先ほど村上委員から発言があったように、合併特例区の場合は権限が随分重い、審議会の場合は、どちらかというと市長から諮問を受けて、審議はして御意見を申し上げる、その程度の、ほかの審議会もそうですけども、それではという意見が随分出てたので、そこら辺がもう少し権限が重きになる、そういうふうな方策というのは考えられないものなんでしょうか。

議長(増田会長) 事務局の方から、もう一度、その特例区と自治区との関係をお話しして。

事務局長 ちょっと説明をさせていただきますが、合併特例区とか地域自治区とか地域 審議会の権限がどうなのかということですが、特に合併特例区について御指摘がありました。

合併特例区というのは、特定の施設の管理運営、あるいは里山の管理運営とか、あるいは特定のイベントの実施ということで、合併によって、それを全市で対応するんではなくって、合併される自治体、町において、特別にそれについては5年間だけやりましょうという制度でございまして、そのほかの仕事はできないというのが合併特例区でございまして、合併特例区においては、一般的な住民サービスあるいは公共事業はできない権限となっておりまして、非常に権限が弱い、実質的な権限は非常に弱い制度になっております。

それから、ちょっとざっくばらんな言い方で申しわけないんですが、例えば、地域審議会の委員とか合併特例区の協議会の委員、あるいは地域自治区の地域協議会の委員、この委員としての性格がどうなのかということですが、地域審議会の委員については、審議会、附属機関の委員ということで、正規の附属機関の委員として権限があると。地域自治区なり合併特例区の委員においては、それは国会の附帯決議においてボランティアだという位置づけが明確にされておりまして、そういう規定からおきまして、従来の審議会の委員と

は若干格が下がるというような位置づけになろうかと思いますので、その点も御理解をいただきたいと思います。

議長(増田会長) ほかに御意見ございますか。

はい、どうぞ。

安戸委員 安戸ですけど、最初は旧の合併の条文で、自治法でいきよったわけやな。それで、今度、新しく新法ができたわけやな。そやから、最初の合併協議会の中は旧の分で始まっとるはずなんや。ほんだから、新しい法律でいくかいかんか、その辺をはっきり決めてなかったら、新しい新法入れるか入れんかということをきちっと言うてもらわなんだらいかんと思います。それが基本になってくると思う。

それを言わずにやな、新法の分で合併特例区とか自治区とか言うたって、これは話にならんわけや。それを採用するかせんかを先決めてもらわな。

ほじゃけん、旧でいくんか、新法でいくんかをきっちり決めてもらわなんだら、それからの論議になるわけや。

ほんで、先ほど言よった分は、どっちか言うたら、合併した後に、その特例区をつくるか自治区をつくるかや。そうでなしに……、各地域で、それは合併した後に特例区つくるかどうするかという協議の話や。それはまだきちっと決まってないのに特例区つくる言うたって、それはできんと思うで、合併した後やけん。

議長(増田会長) どうぞ。

梶村委員 いろいろ御意見があって、私は、まあいろいろ御意見あるのは当たり前だと思うんです。今、安戸委員さんがおっしゃったように平成11年、新しい合併特例法の後にこれを補強するという意味で合併特例区という制度をつくられたということですから、それは従来の地域審議会という制度でいくか、合併特例区の方を採用するか。それは新しく法律はされたけれども、それは編入合併のときのどちらを採用するかという、今、議論している、まさに、今、議論している選択の問題なんで、どちらの新法を採用するかということじゃなくて、どの制度を採用するとかということですから、それは、そのように理解していただいたらいいと思う。

ただ、この地域審議会の理解の問題は、私は、従来の合併ではなかった、合併後の地方 自治体、もとの自治体の住民の意思をどう反映していくか、民主主義をどう保障していく か、私は、もう、ちょっと個人的には、地域審議会の下に、またどういう住民の意見を吸 い上げていくかというシステムを補強していかないかんと思っておりますが、従来はない 制度の地域審議会をこの際は保障するというか、それはお互い合意の上ですが、それをつくるということが大前提となっています。

これは、非常に私は積極的に受けとめられる制度だと思っているんです。というのは、 例えば、牟礼町と高松市の合併で考えてみれば、牟礼町の町議会にかわる制度をここにつ くるわけですから、私は、もう積極的にそれを受けとめていってるし、それをさらに町の 中で町民の意見をさらに地域審議会に吸い上げていくシステムをつくり上げていくという ことは、これからの、今後の合併後の課題になっていくと思っていますから、そのことを 生かしていくというふうにすればいいんではないかと思っています。

これは、従来の合併にはなかった制度でありますから、やっぱり、そういうふうに積極的に受けとめていただけないかという気持ちがあります。

ここは、10年というのは、地域審議会の期間が10年というのは、私は、建設計画は10年になっていますから、ここは、協定は10年になりますが、私は何でも10年でなくてもいいと思ってんです、将来、私個人的には。15年でも20年でもいいと思っているんです。必要な期間、そういう地域審議会つくればいいんだと。それは住民の皆さんの意思だと。もちろん、そういうことだと思いますが、ここのところは建設計画は10年ですから、当然、10年という期限を設定した協定項目になっているということだと、私は思っていますが、いずれにしても、住民の皆さんのまちづくりの意見を吸い上げる機関、意見を聴く機関、そういうふうに受けとめれば、開催期間が年2回だとか、あるいは諮問に答えるというような表現でいくと、少し弱いかなと。議会にかわるもので、少し弱いかなというのはありますけど、それは積極的に受けとめられれば、私はいいのではないかと思っています。ぜひ御理解いただきたいと思いますね。

安戸委員 安戸ですけど、議論するわけじゃないけれど、最初から新法ができたんを、 それに参入さすかささんかだけを決めてくれたら、それでええことなんじゃ。ほやけん、 編入合併やから新法も同じようにするんやというようなことじゃないわけや。

始まったんは旧で始まっとんだから、それから新しい新法ができたんやから、その新法を入れるか入れんか。新法を併用で協議会を進んでいくかということや。そういうことをはっきりしてくれなんだら、それから、それが決まった時点で特例区をどうするかこうするかという議論が始まるわけや。

だけん、そういうことは、基本ができてないのに特例区がどうとか、自治区がどうとか 言うこと自体がおかしいんや。 議長(増田会長) じゃあ、ちょっと会長の方で整理させてもらいますけども、これは地域審議会をつくるかつくらないかというのが、まず、この議論ですので、その点で、その後、新法で特例区とかいうのができてきましたけど、それをするかせんかというのは、また別の議論でやるんであれば、例えば石匠の里は特例区でやるというようなことで、また議論するなら、それはそれでやってもらったらいいと思いますが、これは、一応、地域審議会をつくるかつくらないかでございますので、そういう意味で、ほかの、地域審議会と特例区は並列しとるもんでもございませんし、全く別のもんでございますから、そういう意味でちょっと一緒にされると議論がややこしくなっておりますんで、まず、この地域審議会をつくった方がいいのかどうかということで、改めて議論していただきたいなと思います。

三野(八)委員 三野です。

その選択肢が、新しい法律ができましたので、自治法の改正も入れると四つありますでしょう。それで、前回も私、発言させてもらったんですが、その地域審議会に至る、そのいろいろ、合併特例区もある、地域自治区もあると。そして、自治法による自治区もある、そして審議会もある。そういう中で、審議会をあえて選ばれた、その経緯はどんなんでしょうかというて質問させていただいたんですが、だから、きょうは地域審議会で御提案いただいてますけども、それをするかせんかじゃなくって、いろんなある中で地域審議会を選ぶか、合併特例区を選ぶか、どれを選ぶかという審議を今していると思うんですね。

先ほど梶村委員が発言されましたけども、私も、それだと非常に、私、審議会の権限が強くなっていいかと思うんですよ。町議会にかわる制度と、そういうふうなことだったらいいんですけども、先ほど、私は発言させてもらいましたけども、そのほかにいっぱい審議会ある中の、それと同じことなのかっていうことを質問したら、林事務局長がそうだとおっしゃるんで、その諮問を受けて審議して、御意見を申し上げるだけだったら、権限がちょっと弱いのではないかということで、先ほども質問させていただいたんですが……。

議長(増田会長) まだ、地域審議会について、牟礼町の議員さんの中で十分な御理解ができてない方もおられるみたいなんで、もう少ししっかり、牟礼町の方で、地域審議会あるいはその他の委員会との違いとかいうものについて議論していただいた方がいいかと思います。

ほかにもまだ協議事項がいっぱいありますので、この協議第19号につきましては、継続して協議することとして、次回、第10回会議以降で改めて意思集約を図らせていただ

きます。

次に、協議第20号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。 提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料6ページをお開き願います。

協議第20号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、 ページの中ほどに記載のとおりでございます。

協議第20号の提案内容は、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第20号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

渡部委員 牟礼町の渡部でございます。

この件につきましては、他の協議事項と同じように、早く私たちも決めなくちゃならないという姿勢にあるんですけれども、自治の根幹にかかわることでございまして、特例法に基づく、その問題の理解がいまーつ勉強不足でございます。

各あらゆるところで勉強しているつもりでございますが、この件については、次回ぐらいまでに、恐れ入りますけれども、時間をいただきたいと、このように思いますので、お願いいたします。

議長(増田会長) それでは、協議第20号につきましても、次回会議で集約した方が ということでございますので、改めて、その会議で意思集約を図るということにさせてい ただきたいと存じます。

次に、協議第21号消防団の取扱いについてから、協議第29号その他の事業(水問題対策)までの9件について、一括議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、一括して御説明申し上げます。

会議資料10ページをお開き願います。

まず、協議第21号消防団の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

協議第22号国民健康保険事業の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

協議第23号介護保険事業の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

協議第24号都市提携についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第25号保健衛生事業でございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

協議第26号その他の事業(情報公開制度)でございます。提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、右側の26ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第27号その他の事業(外部監査制度)でございます。提案内容は、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、27ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第28号その他の事業(市・町民褒章制度)でございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第29号その他の事業(水問題対策)でございます。提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

なお、それぞれの協定項目の具体的な調整内容につきましては、説明は省略させていた だきます。

協議第21号から協議第29号までの提案内容は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第21号から第29号までについて、 御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

三野(八)委員 三野です。

23号の介護保険事業の取扱いの件で、1号被保険者の介護保険料の件なんですけど、

高松市と牟礼町と比べますと、牟礼町の方が安いですよね、現在。それで、調整のとこで、第3期介護保険事業計画、今度見直しがありますので、それを踏まえて調整をすると、こうなっておりますけれども、その、今、高松市と牟礼町の場合は、この掛金に差異がありますけれども、次も恐らく、大きく状況が変わってないかと思うので、差異が出てくるのではないかと思うんですよね、計算し直したときに。そこら辺の、そうなった場合は経過措置を3年とか5年とか、そういうこともあらかじめ、この調整をするという抽象的なことじゃなくって、詰めておく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(増田会長) 事務局からお答えします。

事務局次長(加藤) この件に関しましては、健康福祉部会の方からお答え申し上げます。

岡本健康福祉部会委員 今の御質問なんですけど、御存じのとおり、介護保険の事業計画、今現在、計画中、第2期の計画中でございまして、今2年目に入っております。来年が3年目になっておりまして、来年が見直しの年になっております。

来年になりましたら、その次の3年間の保険料を決めるための計画を、試算とかそういうのをしていくわけなんですけど、今の段階で次の保険料が幾らになるのか、それはどこの市町もわかりませんので、来年度にいろんな調査をして、ニーズ調査とか、それから高齢化がどういうふうに進んでいくのか、介護保険の給付がどういうふうに伸びていくのかというのを各市町で十分調査をしまして保険料を決めていきますので、今の段階で幾らになるのかというのはわかりませんので、来年度になりましたら、それぞれの、牟礼町さん、高松市の、それぞれ計算をいたしまして、試算をいたしまして、それに差がある場合は、その次の計画期間のときに保険料に差をつけていくというか、調整していくというふうに考えておりますので、今の段階でどうなるのかというのはちょっとわかりませんので、そのときに調整するとさせていただいております。

議長(増田会長) はい、どうぞ。

三野(八)委員 料金が、今、計算できないということで、あれですけども、差異が出る可能性があると私は思うんですが、そうなった場合っていう、そういう詰めた話はできないということ......。

岡本健康福祉部会委員 そうです。今の段階ではわかりませんので、できません。

三野委員(八) ぜひ差異が出た場合は、経過措置は設けていただきたいということを

要望だけして終わります。

議長(増田会長) ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第21号から協議第29号まで、9件についてお諮りいたします。

協議第21号から協議第29号までの9件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 御異議ございませんので、協議第21号から協議第29号までの9 件につきましては、原案のとおりと確認いたします。

次に、協議第30号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(福井) それでは、協議第30号建設計画について説明いたします。

建設計画につきましては、一部修正がございますので、別添のその2附属資料(建設計画分)をごらんいただいたらと思います。

まず、建設計画(案)の37ページをお開きください。37ページでございます。

施策の方向、安全で安心して生活できるまちづくりのうち、施策項目で三つ目の防犯対策の充実に重点取組み事項として、夜間における犯罪防止と通行の安全を図るために、防犯灯などの整備促進を追加するものでございます。

次に、40ページをお開きください。

1行目、(3)広域的な交流を育てるまちづくりの中の姉妹都市交流に関する記述につきまして、協定項目第24-1号の都市提携に係ります調整結果を踏まえまして、修正するものでございます。

その内容は、1番目の施策項目を国際交流の促進と人材の育成とし、アメリカ合衆国エルバートン市との姉妹都市交流の蓄積などを踏まえつつ、青少年の相互交流など、同市との交流事業を促進します、と修正するものでございます。

修正箇所は以上でございます。

この建設計画につきましては、今後とも引き続き御意見、御要望等をお聞きする中で、 よりよい計画になりますよう、適宜修正を加えることとし、すべての合併協定項目の協議 が終了した段階で意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い いたします。

以上、簡単でございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いい たします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第30号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第30号につきましては、次回の会議で改めて質疑及び協議等を行わせていただきます。

次に、新規提案の案件でございます。

まず、協議第31号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

なお、これから後の協議第31号から協議第41号までの11件については、会議規程に基づき、本日の会議では、提案及び説明、質疑等を行い、次回会議で改めて質疑、協議等を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず、協議第31号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料30ページをごらんいただきたいと存じます。 協議第31号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「牟礼町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき2人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というものでございます。

調整内容を御説明いたします前に、編入合併の場合の農業委員会の委員の定数及び任期 の取扱いについて御説明申し上げます。

次の31ページをごらんいただきたいと存じます。

3 1ページには、参考といたしまして、編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期に関する資料を掲載しております。

まず、農業委員会の数でございますが、1自治体につき1農業委員会が原則でございますが、表の2段目、3段目に記載のとおり、農業委員会法あるいは合併特例法による特例 措置として、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、表に整理しておりますように、原則のほか特

例措置がございます。

まず、1段目の統合の場合でございますが、原則では、編入される市町村の委員は、すべて失職をいたします。右側に記載しております特例措置を適用いたしますと、編入される市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任することができます。

次に、2段目の旧市町単位で設置する場合でございますが、編入される町村を区域とする農業委員会を従前委員の任期の残任期間置くことができます。

次に、3段目の新たに2以上の区域を設置する場合は、合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により80人を超えない範囲で在任が可能となり、その任期は合併後1年を超えない範囲で定める期間となっているものでございます。

以上が編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期についてでございます。

それでは、調整内容につきまして、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料のうちで、右肩にその3と書かれております附属資料(新規提案分)をごらん いただきたいと存じます。

本日お配りしておりますうちのその3でございます。新規提案分をごらんいただきたい と存じます。

なお、これから後の案件の説明につきましては、先ほどの会議資料とこの附属資料を並 行して説明させていただきますので、二つの資料を並べてごらんいただければと存じます。 よろしくお願いをいたします。

その3は、新規提案分の附属資料でございますが、表紙の目次にございますように、86ページほどございまして、非常に多うございます。このようなことから、説明の都合によりまして、両市町に大きな違いのある点を中心に、ポイントを絞って説明させていただきますので、この点御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、附属資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、農業委員会及び選挙区でございますが、1の区域面積から5の選挙区につきましては、現況欄に記載のとおりでございまして、調整案といたしましては、右下にございますように、「牟礼町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。」といたしております。 続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

農業委員でございますが、2の委員数のうち、(1)の選挙による委員は、高松市が4 0人、牟礼町が15人でございます。 また、3の任期につきましては同じでございます。

この農業委員につきましては、右上の問題点・課題の欄にございますように、合併後の 選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がございます。

今回、牟礼町の選挙による農業委員の特例数につきましては、ページの下側に 印で記載しておりますように、高松市の選挙による委員 1 人当たりの農地面積と基準農業者数を基本に、牟礼町の農地面積と基準農業者数に基づき算出をしたものでございます。

調整案でございますが、右下に記載のとおり、「牟礼町農業委員会の選挙による委員は、 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に 基づき2人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というもの でございます。

以上、簡単でございますが、協議第31号農業委員会の委員の定数及び任期についての 説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第31号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第31号については、次回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第32号一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、先ほどの附属資料5ページをごらんいただきたいと存じます。

一般職の職員の身分の取扱いについてのうち、まず、職員数等でございますが、5ページにございますように、1の職員数及び2の職層別人数につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、3の級別職種でございますが、6ページにかけまして記載のとおり、高松市では、 全職種とも同じ分類表でございますが、牟礼町では、行政職の分類表以外に技能職の分類 表がございます。

また、7ページでございますが、7ページに記載の平均給料月額等については、資料に 記載のような現況でございます。 調整案でございますが、5ページに戻っていただきまして、右下にございますように、「牟礼町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

なお、会議資料に記載している提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございま すので、説明は省略させていただきます。

以上で協議第32号一般職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろし くお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第32号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第32号についても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第33号事務組織及び機構の取扱いを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、御説明申し上げます。

会議資料に戻っていただきまして、会議資料の37ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料37ページでございます。

協議第33号事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、提案内容は、37ページの中ほど、枠で囲った部分にございますように、「現在の牟礼町役場については、牟礼町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。牟礼支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、牟礼町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整するものとする。住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。」というものでございます。

この提案内容の基本的な考え方等を補足して御説明申し上げます。

まず、1点目といたしましては、合併の効果を上げるということでございます。

合併の効果を可能な限り発揮させるためには、行政組織、機構及び人員体制を極力スリム化し、簡素で効率的な行政組織体制を確立し、行政コストの縮減と行財政運営基盤の充実、強化を図り、もって住民の福祉の向上に資するということが必要であるということでございます。このことは、合併に係るさまざまな意向調査等におきまして、人件費の削減が最大の効果として強く期待されているところでもございます。

続きまして、2点目といたしまして、住民生活の激変緩和への留意ということでございます。

住民がなれ親しんできたこれまでの行政体制が、合併によって急激に変化することは、 行政制度やサービスの変化とともに、住民の不安の要因となっていることも事実でござい ます。このようなことから、住民の日常生活に支障を来さないよう、合併時における激変 緩和に留意をするということでございます。

3点目といたしまして、合併後の見直しということでございます。

この事務組織、機構につきましては、合併後の支所等の業務の執行状況などの実態を把握、検証する中で、全庁的組織機構のあり方を見据え、効率的で効果的な体制となるよう 見直しを行うということでございます。

以上のような基本的な考え方に基づきまして、住民の日常生活に支障を来さないよう、 合併時における激変緩和に留意する中で、合併の重要な目的である簡素で効率的、効果的 な行政組織体制の確立を展望した地域行政のサービス拠点の整備を行うこととしたもので ございます。

以上が内容の説明でございますが、なお、38ページと39ページには、高松市と牟礼 町の行政機構図を添付いたしております。後ほどごらんいただければと存じます。

以上で協議第33号事務組織及び機構の取扱いについての説明を終わります。よろしく お願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第33号について、御質問等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございましたら、協議第33号につきましても、次回会

議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第34号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、再び附属資料をごらんいただきたいと存じます。

附属資料の9ページをお開き願います。

協議第34号一部事務組合等の取扱いについてでございます。

附属資料の9ページから11ページにかけまして、現在、両市町が加入しております一部事務組合等の状況を記載しておりますが、9ページの1の高松地区広域市町村圏振興事務組合につきましては、両市町共に加入をいたしております。

次に、2の木田香川地区町村税滞納整理組合から、11ページの5の香川県市町総合事 務組合につきましては、牟礼町のみが加入している一部事務組合でございます。

また、6の土地開発公社につきましては、両市町とも設立をいたしております。

以上が一部事務組合等に係る両市町の現況でございますが、牟礼町のみが加入しております一部事務組合の中には、現在、高松市が合併協議を行っている他の町も加入をいたしております。

例えば、10ページの3の讃岐地区広域消防組合ですと、構成町のうちで三木町を除く 5町と高松市が合併協議を行っておりまして、合併協議の動向によりましては、対応形態 が変化することが想定されるところでございます。また、その場合の法律的な手続方法も、 それぞれのパターンによって異なってくることとなります。

このようなことから、現在、牟礼町のみが加入しております一部事務組合については、 今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議する必要があるものと思われます。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、9ページの右下にございますように、「両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないこと を基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続を行う。牟礼町土地開 発公社については、高松市土地開発公社に統合する。」というものでございます。

以上が調整内容でございます。

なお、会議資料に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で協議第34号一部事務組合等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第34号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第34号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第35号障害者福祉事業を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、附属資料の13ページをお開き願いたいと存じます。

障害者福祉事業についてのうち、まず、障害者手帳の交付でございますが、1の身体障害者手帳につきましては、高松市では、中核市として、身体障害者手帳を市で審査・決定し、交付いたしておりますが、牟礼町では、香川県へ進達いたしておりまして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、14ページの支援費等の支給・変更決定業務でございますが、両市町とも同内容でございますことから、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、15ページをお開き願いたいと存じます。

育成医療等負担費用助成事業でございますが、牟礼町では事業を実施いたしておりませんことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としております。

これと同じように、次の16ページの補装具給付費用負担額助成事業、次の17ページの訪問入浴サービス事業、18ページの心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業、19ページの障害者(児)社会参加推進事業、20ページの手話奉仕員養成事業、21ページの手話奉仕員等派遣事業、22ページの福祉タクシー設置補助事業、23ページの身体障害者パソコン教室事業、そして24ページの在宅重度心身障害者訪問診査事業の九つの事業につきましても、高松市のみの事業でございます。

続きまして、25ページをお開き願います。25ページでございます。

知的障害者小規模通所授産施設運営事業でございますが、牟礼町では、資料に記載のとおり、ほのぼのワークハウスを設置し、その運営を牟礼町の社会福祉協議会に委託しております。

対応策でございますが、牟礼町の知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウ

ス」については、高松市に引き継ぐものとする。なお、合併後5年以内に社会福祉法人による設置・運営に移行するよう、調整するものとするとし、調整案といたしましては、資料に記載のとおりの内容でございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

心身障害者医療費助成事業でございますが、高松市では、保険診療の自己負担相当額を助成しておりますが、牟礼町では、4級及び療育手帳のBについて、自己負担額の2分の1を助成しており、また、市町間でその助成方法も異なっております。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松 市の制度に統一する。」といたしております。

以上が調整内容でございます。

なお、会議資料に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、説明は省略いたします。

以上で協議第35号障害者福祉事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第35号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございましたら、協議第35号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第36号高齢者福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、附属資料28ページをごらんいただきたいと存じます。 高齢者福祉事業でございます。

まず、28ページの高齢者と地域の交流事業及び次の29ページの高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業については、高松市のみの事業でございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

敬老会事業でございますが、3の運営方法と4の開催場所及び5の開催時期につきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。

老人介護支援センター事業でございます。

この事業は、地域型支援センターと基幹型支援センターの二つの事業に大別され、この うち、2の基幹型支援センターにつきましては、牟礼町には該当がございません。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、32ページの敬老祝品贈呈事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

次に、33ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者訪問事業でございますが、1の対象者等に両市町で違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者生きがいデイサービス事業でございますが、現況のうち、2のサービス内容、3の実施場所、4の実施方法、6の利用回数及び7の費用負担に両市町で差異がございます。調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、35ページをお開き願います。

軽度生活援助事業でございますが、現況のうち2の対象者、4の実施方法、6の利用回数・時間及び7の費用負担に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。 続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

老人福祉施設整備事業利子補給でございますが、1の対象につきまして、高松市では、 平成15年度着工分を最後に、新規の施設整備事業への利子補給を廃止いたしております。 また、5の利子補給利率について、市町間で差異がありますほか、牟礼町の欄に 印で 記載しておりますように、牟礼町では、守里苑の整備に係る利子補給の財源として、庵治 町、三木町から負担金を徴収いたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、合併時において牟礼町が利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用するものとする。なお、現行の利子補給に係る相互負担については、合併時までに清算できるよう3町で協議するものとするとし、調整案としては、資料に記載のとおりの内容でございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと存じます。

老人クラブ活動促進事業でございますが、現況のうち、3の補助内容に市町間で差異が ございます。 対応策でございますが、牟礼町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促すこととし、調整案としては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

シルバー人材センター運営費補助事業でございますが、現況のうち、3の補助内容に市 町間で違いがございます。

対応策でございますが、牟礼町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促すこととし、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと存じます。

牟礼町老人福祉センターでございますが、牟礼町では、通称いきいきセンターと言われる老人福祉センターを設置いたしておりますが、現況欄に記載のとおり、高松市における同種の老人福祉センターである高松市ふれあい福祉センター勝賀と比較いたしまして、施設の機能、利用対象者、運営方法及び使用料に差異がございます。

調整案でございますが、「牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様の取扱いとする。ただし、60歳以上の者の浴室使用料については、現行のとおりとする。」といたしたところでございます。

次の40ページの高齢者入浴助成事業については、高松市のみの事業でございます。 続きまして、41ページをごらんいただきたいと存じます。

寝たきり高齢者寝具乾燥等事業でございますが、現況のうち、2の対象者、3の事業内容及び4の費用負担に市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと存じます。

家族介護教室事業でございますが、現況のうち、3の運営方法に市町間で差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、43ページをお開き願いたいと存じます。

43ページの喫茶あんだら話事業及び44ページのいきがい農園事業につきましては、 牟礼町のみで実施されている事業でございます。 調整案でございますが、いずれの事業につきましても、「合併年度は現行のとおりとし、 合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図 れるよう合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

以上が高齢者福祉事業の調整内容でございます。

なお、会議資料に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じでございま すので、説明は省略させていただきます。

以上で協議第36号高齢者福祉事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第36号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第36号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第37号交通関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、附属資料の46ページをお開き願います。

交通関係事業のうち、まず、交通安全運動でございますが、活動内容に若干の差異はございますが、両市町ともほぼ同様の活動を行っておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、47ページをお開き願います。

交通安全活動についてでございますが、1の交通安全指導者研修会については、高松市 のみの事業でございます。

また、2の交通安全教室の開催から5の交通指導員の活動までにつきましては、指導内容等に若干の違い、差異がございますが、両市町共に実施いたしておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと存じます。

交通安全資材の配布でございますが、1の保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物及び 2の街頭補導用資材について、市町間で差異がございますが、調整案は、「高松市の制度 に統一する。」としております。

続きまして、49ページをお開き願います。

市・町民交通傷害保障でございますが、現況のうち、2の加入者の資格のほか、3の保険期間、4の保険料及び6の保険金に市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。なお、牟礼町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐとし、調整案は、資料に記載のとおりの内容といたしております。

次に、50ページをごらんいただきたいと存じます。

放置車両等対策でございますが、1の放置自動車対策及び次の52ページの3の放置自 転車保管後の再利用につきましては、高松市のみの事業でございます。

また、51ページの2の放置自転車対策につきましては、両市町とも実施いたしておりますが、市町間では、放置禁止区域あるいは撤去までの放置期間、移送保管料に違いがございます。

50ページにお戻りいただきまして、対応策でございますが、高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における「放置禁止区域」については、「放置禁止区域、放置整理区 域以外の区域」として取り扱うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一す る。」といたしております。

続きまして、53ページをごらんいただきたいと存じます。

5 3ページは、チャイルドシート助成でございますが、現在、牟礼町では、記載のような内容でチャイルドシート購入の助成を実施いたしておりますが、高松市では、同様の制度はございません。

調整案でございますが、「牟礼町地域におけるチャイルドシート助成については、合併 年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところで ございます。

次に、54ページの生活バス路線維持でございますが、高松市では、減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、現在、12の路線に対して補助を行っておりますが、牟礼町では該当がございませんことから、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

なお、会議資料の提案内容も同様でございますので、説明を省略させていただきます。 以上で協議第37号交通関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいた します。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第37号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございましたら、協議第37号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第38号上水道事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、附属資料65ページをお開き願いたいと存じます。附属資料65ページでございます。

なお、附属資料の55ページから64ページにかけまして、通常の様式で上水道事業の経営形態等の資料を掲載いたしておりますが、よりわかりやすく御理解いただくという趣旨で、この65ページからつけております参考資料によりまして御説明を申し上げます。65ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の経営形態と会計処理でございますが、牟礼町水道事業を高松市水道事業に統合するとともに、会計処理についても、高松市水道事業会計に統一して処理をいたします。次に、2の水道料金でございますが、そこに記載しておりますように、牟礼町の水道料金は、合併時に高松市の水道料金に統一することとし、ただし、料金統一に伴い、負担が増加するものについては、急激な負担の増加を避けるため、その増加額について、合併後3カ年の段階的な緩和措置を適用し、4年目に高松市の水道料金に統一するというものでございます。

その下の表には、メーター口径と1カ月の使用水量ごとの市町間の水道料金を比較しておりますが、表の左側の上段の口径13ミリの家庭用の場合、これは牟礼町の水道使用者の91.4%を占めておりますが、この場合 印がついております、平均使用量である1カ月20立方メートルから100立方メートル付近の使用者につきましては、負担が減少いたしますが、残りの使用者は負担が増加することになります。

次に、表の下に記載しております、高松市の料金に統一して料金が増加する場合とその対応でございますが、牟礼町の水道使用者の91.4%を占める口径が13ミリの家庭用の場合、負担が減少する使用者は、1カ月の使用水量が16立方メートルから107立方メートル、この間の使用者でございまして、全体の59.4%でございます。また、口径

が13ミリの工業用、営業用などを合わせますと、全体の62.4%が減少し、また負担の増減がない者は3.4%となります。

一方、口径が13ミリの家庭用の場合で、1カ月の使用水量が15立方メートル以下については、牟礼町では、基本料金に基本水量が含まれておりますことから高くなり、また、使用水量が108立方メートル以上と口径が20ミリ以上の大口の使用者についても、基本料金や従量料金の水準が高松市の方が高いことから、全体で34.2%が高くなるというものでございます。

このようなことから、統一後に料金が安くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用するものとし、逆に料金が高くなるものについては、合併後の3年間に段階的な緩和措置を適用し、4年目に高松市の料金に統一するというものでございます。

次のページにございますように、この緩和措置につきましては、合併後最初の1年目は、おおむね増加額の75%、2年目は50%、3年目は25%を減免措置するというものでございます。

なお、中ほどにございますように、牟礼町給水世帯数内訳にございますように、この表の上側、上半分でございますが、牟礼町の水道使用者の91.4%を占める、口径が13ミリの家庭用の場合のうち、負担減となるものの1カ月当たりの平均減り額は330円、また、負担増となるものの1カ月当たりの平均増額は231円となっております。

続きまして、67ページをごらんいただきたいと存じます。

67ページには、現行の高松市と牟礼町の料金表の比較を参考までに掲載しておるものでございます。

次に、67ページの下の方にございます、3の負担金・手数料でございますが、これに つきましては、合併時に高松市の負担金・手数料に統一することといたしております。

この統一による影響でございますが、そこに書いてございますように、新設工事をした場合の費用は、負担金と各手数料が必要なことから、高松市の制度に統一した場合、一般住宅で、平均で7,300円高くなり、改造工事におきましても、4,000円負担が増加をいたします。

なお、68ページには、給水装置の新設、改造工事をした場合の費用負担例を掲載いた しております。

この給水装置の負担金につきましては、水源の手当、配水施設の増強等の施設整備や管網整備、現有施設の起債等の充当などを目的に徴収いたしておりますが、牟礼町では、す

べて県営水道からの供給によって賄っておりますことから、安くなっております。しかしながら、新築時等一時的な負担でもあり、また、今後は水源や施設全体の受益を受けますことから、負担金・手数料とも合併時に高松市の制度に統一するというものでございます。

次に、4の牟礼町の水道施設の維持管理でございますが、牟礼町は県営水道からの受水 比率が100%で、配水池等の施設が広範囲にあることから、遠隔監視システムによる集 中監視などで効率的な対応を図ります。

また、牟礼町の配水管等につきましては、一部、石綿セメント管が残存いたしておりまして、更新につきましては、下水道工事等の他の工事にあわせて整備いたしておりますが、計画的な更新が図られておりませんことから、早期の解消に努めるとともに、主要幹線配水管のバイパス管布設を初め、相互融通管の布設や老朽施設の更新などを計画的に行い、安定給水を図ることといたしております。

次に、5のお客さまサービスの向上でございますが、牟礼町におきましては、平成12年度まで鉛製の給水管を使用しておりまして、計画的な取りかえが行われておりませんことから、今後は、高松市の鉛製給水管解消基本計画に基づき、石綿セメント管の更新時を初め、下水道工事や漏水修繕工事等、機会あるごとに鉛管の解消を図るとともに、助成制度も適用するなど、鉛管の解消を推進し、安全性の確保に努めることといたしております。

また、 に記載しておりますように、牟礼町は県営水道用水の受水比率が100%となっておりますが、自己処理水源の確保により、水の相互融通が図られ、渇水や災害時等においても安定給水が図られるとともに、平成18年度に予想されます県営水道用水の料金値上げに対しても水道料金への影響を少なくすることが可能となります。

以上が上水道事業についての調整内容でございます。

以上で協議第38号上水道事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第38号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上です。

今、水道のことをお話になったんですが、牟礼町の場合、下水道は何%ぐらい普及しとんですか。90ぐらいですか。

水道料金と下水道料金が比例して使用料が請求されているんですよね。その場合、下水

道料金は、やはり水道料金と並行して安くなったりするような制度になるんですかね。ちょっとお聞きします。下水道のあれは出てないんですけれども。

議長(増田会長) わかりますかな。

はい、じゃあお願いします。

松尾水道部会委員 高松市の場合の水道につきましては、公営企業法の独立採算制としてやっております。したがいまして、水道事業管理者をおきまして、別途、いわゆる企業として運営をいたしております。

反対に下水道につきましては、一般会計の方の特別会計として市長部門の方でやっております。したがいまして、料金につきましては、それぞれ建設投資、そういった中で決まっておりまして、その中で、いわゆる料金を設定する。したがって、水道料金を上げると下水道料金が上がるとか、いわゆる下水道料金が上がるから水道料金を上げるというふうなことをうちはやっておりません。

ただ、いわゆる徴収の方法といたしまして、いわゆる経費の削減、そういったこと、それから、いわゆる下水道の使用料の認定というふうな形で、水道の使用料のメーターを基本にして下水道料金も徴収いたしておりますので、そういった中で、水道の方が市の方から委託を受けまして、料金の徴収をするという方法をとっております。

おわかりいただけますか。

議長(増田会長) ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

安戸委員 安戸です。

前回のときもお願いしとったんですけども、まあ、牟礼町は長年の間、渇水がないというようなことで、高松市は渇水があるんで、近隣町としては気兼ねしながら水道を使っておったという状態がございました。

というのは、木に水打とうかと思うけど、高松市が断水しておるのに、牟礼町が木にば さばさ打ちよったらいかんということでなっとったんですが、その辺が気になるんで。

これから予算も、ことし、調査費が大分椛川ダムについては予算がついたと思うんです。 それで、いろいろ四苦八苦して、いろいろな方策を考えてくれよんですけども、要は高松 市から牟礼町へ移住してきた人が、牟礼町の水道料金は高いといって言われるんでござい ます。

それで、牟礼町内でも60%ぐらいは川添浄水場から入って、高松市の水道管を通って

牟礼の県水をもらいよると。長尾から来る分にしたら、100%早明浦ということになっ とんで、品物のよし悪しがあるんかいなと。

というのは、牟礼町では40%の人は塩素の少ない分を飲んでおる。60%は塩素の高い分を飲んでおると思うんです。その辺で塩素が多いというのは、私は専門でないけんわかりませんですけども、そういう面で料金が少し安いんかいなあと。塩素が少ない分は、飲み物やけん、同じ水でも、こういうペットボトルに入っている水でも高いんと安いんとあるからな。ほんだけ、その辺の製品がどうであるかいうんは、これからの調査をせないかんのんですけど、わからんところがございますんで、その辺もよろしくお願いしますということでお願いして終わります。

松尾水道部会委員 今......

安戸委員 答弁要らんで。

松尾水道部会委員 要りませんか。

議長(増田会長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございましたら、協議第38号については、次回会議で 改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第39号消防防災関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、附属資料70ページをお開き願います。

消防防災関係事業のうち、まず、常備消防でございますが、1の運営主体につきましては、年礼町では、先ほど一部事務組合等の取扱いの中で御説明いたしましたように、牟礼町が加入いたしております讃岐地区広域消防組合が運営をいたしております。

また、2の組織体制から、72ページの5の消防車両までにつきましては、牟礼町の現況欄には、この讃岐地区の広域消防組合の状況を記載をいたしております。

このように、牟礼町では、一部事務組合である讃岐地区広域消防組合が運営主体となっておりますことから、先ほどの一部事務組合等の取扱いの中で御説明いたしましたように、今後の合併協議の動向を見きわめた上でその取扱いを協議することとし、調整案といたしましては、70ページの右下に記載しておりますように、「常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。」としたところでございます。

続きまして、73ページをお開き願います。

防災団体等でございますが、1の防火団体等及び2の自主防災組織につきましては、両 市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」 といたしております。

次に、74ページの地域防災計画でございますが、両市町とも地域防災計画を策定し、その内容等に若干の違いがございますが、対応策といたしましては、地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに牟礼町地域を含めた計画に見直すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、75ページをお開き願いたいと存じます。

防災行政無線でございますが、2の施設のうち、移動系無線につきましては、無線施設 に差異がございます。

また、同報系無線につきましては、高松市では、現在、整備について検討中でございますが、牟礼町では、既に記載のとおり整備をいたしております。

また、3の戸別受信機の欄にございますように、牟礼町では、町がその経費を負担をいたしております。

調整案でございますが、「牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。牟礼町の戸別受信機の経費 負担については、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

以上で協議第39号消防防災関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いを いたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第39号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第39号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第40号学校教育事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、附属資料77ページをごらんいただきたいと存じます。 公立学校管理業務でございますが、両市町における幼稚園から高等学校までの現況は、 資料に記載のとおりでございます。

調整案といたしましては、「牟礼町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、78ページの学校給食でございますが、現況のうちで、1の調理・配送方法、2の給食費、3の献立作成方法及び4の給食材料購入方法におきまして両市町で差異がございます。また、5の幼稚園給食につきましては、牟礼町のみで実施しているものでございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、79ページをお開き願います。

奨学制度等の支援制度でございますが、現況のうち、1の奨学制度と2の要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業のうちの市単独分につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松 市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、80ページをごらんいただきたいと存じます。

保護者負担軽減対策でございますが、81ページの3の第3子以降の幼稚園授業料等の 軽減・助成制度と、同じく5の大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度、これにつき ましては、高松市のみの制度でございます。

また、4の児童生徒副読本支給、6の中学校新人・総合体育大会及び82ページの7の 学校行事等参加補助につきましては、両市町とも実施いたしておりますが、その補助内容 に違いがございます。

また、82ページの8のクラブ・部活動等補助及び9の障害児学級活動補助につきましては、牟礼町のみの補助事業でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、80ページにお戻りいただきまして、80ページの調整案の欄にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおり実施するものとする。障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参

加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものと する。」としたところでございます。

続きまして、83ページをお開き願います。

学校教育指導でございますが、現況のうち、2の英語指導助手派遣につきましては、配置状況及び派遣回数に市町間で違いがございます。また、3の学校図書館指導員等の配置でございますが、高松市におきましては、学校図書館専任の司書を配置いたしておりません。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、 牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、 学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のと おり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、84ページをごらんいただきたいと存じます。

公立幼稚園でございますが、現況のうち、1の幼稚園授業料の金額、2の幼稚園授業料の納付方法、納付時期及び3の幼稚園園児募集について、市町間で差異がございます。

また、4の園区につきましては、牟礼町のみで設けられております。

また、5の定員につきましては、牟礼町では1クラスの定員を超えて受け入れをする場合がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。牟礼町の園区については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

なお、調整案の上側の対応策の欄の最後に、なお書きで記載しておりますように、学級 定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは現行のとおり継続するも のとするといたしております。

以上が調整内容でございます。

以上で協議第40号学校教育事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいた します。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第40号について、御質問等ござい

ましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございましたら、協議第40号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第41号その他の事業(幼保一元化事業)についてを議題といたします。 事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、附属資料の86ページをお開き願いたいと存じます。

その他の事業(幼保一元化事業)でございますが、この事業は、牟礼町のみの事業でございまして、資料の1の概要の牟礼町の欄にございますように、牟礼町では、はらこどもセンターにおきまして、平成14年度から東部保育所と原幼稚園の幼保一元化に取り組み、平成15年9月から保育の一元化をスタートさせております。

なお、その他の現況につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお、高松では該当はございませんが、現在、庁内組織であります高松市立幼稚園・高 松市立保育所一元化検討会で、この幼保一元化事業を検討しているところでございます。

調整案でございますが、「牟礼町の幼保一元化事業については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上で協議第41号その他の事業(幼保一元化事業)についての説明を終わります。よ るしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第41号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございましたら、協議第41号につきましても、次回、 第10回会議で改めて意思集約を図ります。

会議次第4 その他(1)高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

(2) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長(増田会長) 次に、会議次第の4その他でございますが、(1)の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について及び(2)の高松市・牟礼町合併協議会会議開催予定についての2件を、一括、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、御説明申し上げます。

まず、高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況でございますが、会議資料65ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料65ページ、一番最後のページでございます。

65ページには、各合併協議会における合併協定項目の協議の状況を整理いたしております。

この資料は、本日12月21日現在のものでございますが、右から3番目の、この高松市・牟礼町合併協議会の欄には、本日、新規に提案いたしました11の項目に 印を記入いたしております。

なお、個々の内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上が合併協議会の協議の状況でございます。

続きまして、会議資料64ページをごらんいただきたいと存じます。

(2)の合併協議会会議の開催予定でございます。恐れ入りますが、資料に訂正がございます。

次回、第10回会議でございますが、現在のところ、来年の1月19日の水曜日、資料では午前9時半となっておりますが、午後2時の誤りでございます。午後2時に訂正をお願いいたします。

現在のところ、19日の午後2時を予定をいたしております。

なお、開催場所につきましては、未定でございますが、決まり次第、皆様に御連絡をさせていただきたいと存じます。

事務局からは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) 事務局からの説明は、以上でございます。

この際、何か皆さんの方から、特に御発言ございましたら承りますが。

はい、どうぞ。

安戸委員 合併も協議の内容がだんだん押し迫っていきよんですけども、お尻の期日が、合併特例債を使うんであったら、平成17年3月31日ということですけども、議会の承認をもらわないかんので、田舎と町とは違うんで、高松市は2月10日ぐらいには、もうほとんど、そういう議案の内容が出てこななんだらいかんということやけど、この分については、臨時をもってでも議決してもらえる考えがあるんかないんか、ちょっとお聞きしときます。

というのは、あと1月19日に協議会したら、あともう何日もないですから。ほんなら、

あともう1カ月ないからな。ほんならそこで、今、言よる中では、協議事項が残ってきても、合併時までには1年あるから、その間に協議したらええんやけれども、本当は日にちを知事に申請するまでに、議決もらうまでに、全部の議題が出てきて協議を終了した方が一番望ましいんやけど、時間的には無理だろうと思うんで、その辺をどういうふうにしたらええんか教えてもらっとったらと思います。

議長(増田会長) まあ、これは議会とも相談していかないかんのですが、合併が最優先事項ということでございますので、定例会で間に合わないようであれば、当然、臨時会ということでもお願いしていかないかんというふうに、私は思っております。議会の方もそういうことで御理解いただけると思っておりますので。まずは、とにかく今年度中に知事へ申請ができるように最大限の努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

渡部委員 確かに期日も迫ってまいりましたし、私たちも最初に申し上げたとおり、この協議会を、そうやって進めております指針等にのっとってやっていかなくちゃならんということは心しておりますが、そのために、ちょっと職員派遣のお願いをできないだろうかと、ちょっと申し添えておきたいと思います。

これも、次が1月19日にこうなりました。もうあと一、二回でこの説明を求めていくのに、町内の事業は町の職員でできるんですが、高松市の事業等については、なかなかちょっと説明が難しいというのがありまして、やっぱり、そういうのを見ながら私たちも判断しなくちゃならんことが多々ありますので、その必要がありましたら、合併協議会の職員さん、あるいは担当の水道事業とか、担当の職員さん、ひとつ派遣をやっていただけることを、今からだれというんではございませんが、必要な方を、またお願いする場合がありますので、御協力お願いしたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) わかりました。十分に、早目におっしゃっていただいて、できるだけ協力させていただきたいと思います。

ほかにないようでございましたら、以上で本日の会議を閉じさせていただきたいと存じます。

長時間にわたり御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして高松市・牟礼町合併協議会第9回会議を閉会させていただきます。

どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。 午前11時10分 閉会

会議録署名委員

委員有川采雪